

平成29年8月3日



名古屋港管理組合

## 第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画の策定

本組合は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、平成14年に「名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後5年毎に改定を重ね、本組合の事務・事業からの温室効果ガス総排出量を削減して参りました。

このたび、「第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」(以下、第4次実行計画)を策定し、その概要については下記のとおりです。

記

### <第4次実行計画の概要>

1. 計画期間 : 平成29～33年度
  2. 基準年度 : 平成25年度
  3. 温室効果ガス総排出量の削減目標
    - (1) 長期目標 : 平成42年度において基準年度比26%削減
    - (2) 第4次実行計画の目標 : 平成33年度において基準年度比14%削減
  4. 対象範囲 : 本組合が所有する施設・設備における事務・事業
  5. 取組機関 : 本組合の全ての機関  
指定管理者及びPFI特定目的会社
  6. 取組
    - ・ 温室効果ガス総排出量削減の取組 (燃料使用量の削減、電気使用量の削減等)
    - ・ 地球温暖化の抑制につながる取組 (コピー用紙の削減、廃棄物の減量化等)
- 以上

(注) 第4次実行計画においては、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)に即して、基準年度、削減目標を設定。

問い合わせ先  
企画調整室 環境担当  
堀尾、鈴木  
TEL 052-654-7819